
株式会社ほぼ日

定款

第1章総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ほぼ日と称し、英文ではHobonichi Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット、その他媒体を利用したメディア事業及び通信販売業
2. 各種コンテンツの企画、制作、運営、販売、プロデュース
3. 商品の企画、製造、販売、卸売
4. 店舗の企画、運営、管理、プロデュース
5. 経営及び広告宣伝、販売促進に関するコンサルティング、マーケティング
6. クリエイター等の人材育成、マネージメント
7. コンピュータシステムの企画、構築、保守
8. 古物営業法に基づく古物商の売買
9. 酒類の販売及び通信販売
10. 著作権及びライセンスの管理
11. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

第2章株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し

て、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

第4章取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は9名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(代表取締役および役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金3百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得たうえ、取締役会の決議によって定める。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(期末配当金)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

最終改定日：2023年3月2日